

漢口・兗州・南京事件についての一考察

霍耀林¹

要旨

民国時代初期，日中の中で多くの外交事件が発生した。これらの事件はいずれも陸軍の関係と切り離せない。この時期所謂大正民主護憲運動の勃発により，第一次山本権兵衛内閣が成立した。陸軍の勢力がある程度抑えられたが，外務省は陸軍を抑制して外交の統一をしたとはまだまだ言えない。陸軍，海軍，外務省は中国問題に対して，新たな展開を模索していたのである。この時期，中国問題を挟んで，日，英，露などの主要列強は対支協調の政策をもって，各自の既得権益を相互の承認をとおして，きわめて緊密な関係を持つようになった。山本内閣は中国領土保全を対華政策の根本として，中国国内の南北紛争に関して，厳正中立の立場を表明したが，袁世凱政府に善後大借款によって，民間では山本内閣の対華政策は袁政府を援助する外交であるという攻撃があった。

キーワード：漢口事件 兗州事件 南京事件 対支同志連合会 山本内閣

I. はじめに

民国初期の日中外交史において，大量の外交事件が起きた。これらの事件はいずれも日本陸軍と密接な関係を持っている。故に，陸軍と外務省を主導した外交体制の枠組みの中にこの時期の外交史を検討するのが主流な研究パターンとなった。²しかし，周知のように，この時期所謂大正民主護憲運動の勃発により，第一次山本権兵衛内閣が成立した。陸軍の勢力がある程度抑えられたが，外務省は陸軍を抑制して外交の統一をしたとはまだまだ言え

ない。陸軍，海軍，外務省は中国問題に対して，新たな展開を模索していたのである。

一九一三（大正二）年夏，中国で所謂二次革命が勃発，国内政治の動揺が続いている状況に際して，日本国内の世論が沸騰してきた。その原因が八月五日兗州川崎大尉監禁事件，八月十一日漢口西村少尉拘禁事件と九月一日南京での日本人殺害及び略奪事件で，これらの事件はいずれも北軍兵士との間に起こったのである。事件それぞれの経過は以下のとおりである。³

漢口事件

八月十一日、漢口与倉（喜平）大佐中支派遣隊は西村（彦馬）少尉及び兵士一名を北軍軍事偵察のため江岸停車場に派遣した。当時江岸停車場は江西省南軍を鎮圧のための北軍の重要な基地であったので、戒嚴令が發布され、厳重な警戒下にあった。それにもかかわらず、西村少尉が歩哨の注意を顧みずに警戒線内に入り、中国側当直武開疆少尉を短刀で腕の上部を刺傷し、奔逃したため、中国兵士たちに取り押えられ、監禁、殴打された。午後十時頃、漢口鎮守府参謀長が来て初めて縛りを解き、小蒸気船で鎮守使公館に護送された。

兗州事件

北支派遣隊中隊長、陸軍大尉川崎（享一）は佐藤（鋼次郎）司令官の命令によって、通訳一名を従え、七月二十八日、天津出発、私服で津浦線沿道地方の中国軍隊の動静視察中、八月五日、兗州・済南間進行中の汽車の中で南軍の間諜の疑いで北軍の兵士に捕らえられ、八日まで兗州の北軍兵営内に監禁された。

南京事件

第二次革命に際して、南京都督府には当時一四名の日本人が居り、革命軍側を援助していた。九月一日、張勳部下の政府軍が南京を攻め落とし、都督府に攻め入った時、十一名の日本人は都督府を逃げ出し、そのうち四名が都督府近くの館川の家逃げ、そこも掠奪に遭い、危険になったので、館川宅にいた四人の日本人と計八名が一隊となって日の丸を掲げて領事館に避難しようと逃げる途中、北

軍兵士に射撃され、二人は即死、一名が負傷後死亡し、他は領事館に到着した。

これらの事件に関する先行研究として、栗原健は主に当時日本外務省阿部（守太郎）政務局長が暗殺された事件を中心に、日本の対中国（満蒙）問題の論述を通して、事件が阿部政務局長の暗殺された動機であると指摘した⁴。臼井勝美は事件をめぐっての世論の激昂は浪人とこれを背後から操縦する陸軍の煽動によるものだと主張した。⁵山本四郎はこれらの事件を例として取り上げ、当時山本内閣の対華問題について、新聞雑誌など豊富な史料を駆使して、詳しく分析したうえ、政府が一部の勇ましい団体に煽動されモップな役割を演じたに過ぎぬ民衆の声に、あまりに神経質になりすぎ、次第に強硬になっていったと指摘した。⁶波多野勝は事件の対処に際して、日本外務省及び政府が直接当事者の陸軍の圧力、さらに世論の激昂に相当譲歩し、特に張勳に対して第三艦隊を背景とした砲艦外交を展開したと指摘して、その原因は政府が憲政擁護運動以来の民衆運動を安易に拒絶できない状況が存在したからであると語った。⁷

この三事件の検討にあたっては、次のことを指摘しておきたい。まず、事件に関する従来の研究の多くは、日本側の史料や視点に依拠したものであり、中国側の史料に照らし合わせる考察は十分に行われてきたとはいえない。次に、栗原、臼井、波多野三氏は事件が発生した後、国内の動向について多少触れたが、事件をめぐる外交交渉、当時国際政治の

様相などについて全く言及しなかった。山本、白井は当時世論の激昂は浪人と陸軍の煽動によるものだと指摘したが、両者はどのように結合して、如何に、何故当時の世論が煽動できるかその詳細については不明である。

外交問題を研究するに当たって、関係国家間の交渉、当時国際政治の様相、国内の動向と深く関わっているの、事件に対するこのような総合的な研究をしなければ、事件に関連する問題が到底解明できない。そこで、本稿は既存の研究成果を踏まえ、この三つの面から、日中両国側の史料を使って、上記の問題点を念頭におきながら、三事件をめぐる日中外交交渉及び事件が発生した当時の両国国内外の状況を考察していきたい。

II. 事件に関する外交交渉

まずは漢口事件である。当時江岸停車場は江西省南軍を鎮圧するための北軍の重要な基地であったので、戒厳令が發布され、厳重な警戒下にあった。それにもかかわらず、日本軍が北軍の状況を偵察するため、五月北軍来漢以来、毎日平服及び制服偵察将校を派遣した。

八月十一日、事件発生後、十七日、在漢口芳沢（謙吉）総領事が事件の発端、遠因及び処理方針について牧野外務大臣宛て電報を發した。それによると、芳沢が当時中国の時局を鑑み⁸、なるべく中国側に対して適正な措置を取ると唱えた。事件について、日中両方の報告の主張が全く異なるのだが⁹、江岸停車場付近が北軍の根拠地として、戒厳令施行

地で、日本派遣隊将校がそこに赴き、その行動は遺憾ながら適当かつ穏当だとは言えない。

芳沢はまた「陸軍側ニ於テ軍服ヲ着用シタルモノニ對シスノ如キ侮辱ヲ加フルハ甚タ不都合ナリトノ説アルモノノ如キモ軍服ヲ着用スルモノハ自己ノ軍規ヲ守ルト同時ニ他ノ軍規ヲモ尊重スヘキモノナルハ云フ迄ノナク弱國ナリト侮リテ歩哨ノ注意ヲモ顧ミサルカ如キ行動果タシテ之レアリトセハ其曲寧ロ我ニアルノミナラス甚タ好マシカラサルコトヲ仕出カシタルモノト云ハサルヘカラス」¹⁰と唱え、陸軍軍人は、侮辱されたということが不都合であっても、軍服を着用しているものが自分側の軍規を守ると同時に、他の軍規も尊重すべき、歩哨の注意も顧みない行動として、事件が日本人によって起こされ、その非が日本側にあると思った。芳沢はまた事件が元来一種の殴打事件に過ぎず、中国側も従来日本将校に不満を重ねていたことにより、本件を重要視することをなるべく避けるという態度を取ったほうが良いと日本政府に提議した。

八月十九日、芳沢は黎元洪の軍事顧問石竜川、領事館池部書記生、当地同仁医院医師藤田秀一などと一緒に実地検証に行き、中国側の被害者少尉武開疆、事件当時に居合わせた兵士たち及び当時停車場二階にいたフランス人技師などと面会した。調査の結果として、芳沢は事件の発端は日本軍官西村少尉が中国側武開疆少尉を短刀で腕の上部を刺傷して、奔逃したため、中国兵士たちに取り押えられ、監禁、殴打されたという心証であった。これ

にもかかわらず、牧野（伸頭）外相は十六日、事件に関し、次のような訓令を芳沢総領事に与えた。

本件ノ原因如何ハ暫ク措キ兎モ角我將校ノ上衣ヲ剥キ帯劍ヲ奪ヒ毆打ノ上数時間制縛監禁シタル事実其事ガ我陸軍ニ対スル重大ナル侮辱ナリト認ムル¹¹

牧野は事件について原因の如何にかかわらず、日本将校の上衣を剥ぎ、帯劍を奪い、毆打監禁したことが陸軍に対する重大な侮辱だとみなし、この点だけ都督黎元洪に厳重な警告を与えるとの訓令を発した。

これに従って芳沢は直ちにこの旨を黎元洪都督に申し入れたが、黎は「貴国兵卒短刀ヲ抜キ我当直士官ヲ刺シタリ目下戒嚴中ノコトニモ之レアリ該兵營ニテハ正当防衛上止ムヲ得ズ該少尉及ビ兵卒ヲ一時監守シタル」と回答した。この回答をみると、事件の原因は芳沢の現地検証結果と大体同じだが、日本側は事件の原因がともあれ、ともかく日本軍人を侮辱した事実に関し、中国の責任を問う趣旨と相容れなかった。黎はまた回答の末文に次のように書いた。

東亞ノ大国ハ日支兩國アルノミ其關係兄弟ノ如クナラザルベカラズ冀クバ他國ノ笑ヲ招カサル様致シタシ軍隊ノ事ハ紀律嚴明ヲ以テ主トナス是レ万国ノ通義ナリ若シ夫レーニ違

法ノ軍人ヲ庇護シテ國家ノ名譽ヲ犠牲トナスガ如キハ本都督ノ取ラザル所ナリ。¹²

黎は軍隊の紀律厳明が万国共通で、もし軍人の違法行動を庇護したら、国家の名誉を損なうと強調して、特に日本側に刺激を与えた。結局、この回答書を受理することもなく、返し戻したのである。牧野外相は二十三日在北京山座公使にも次のような訓令を発した。

曲者ニ対シテハ仮令我軍人タリトモ我方ニ於テ其責ヲ問フノ必要アルベシト雖当方ノ重ヲ措ク所ハ事件ノ発端如何ニ拘ラズ苟モ我將校ノ軍衣ヲ剥キ帯劍ヲ奪ヒ制縛監禁シタルコトガ帝國陸軍ノ名譽体面上容認シ難キ重大問題ナリトイフニ在リテ¹³

事件の非が日本側軍人にあっても、将校の軍衣を剥ぎ、帯劍を奪い、監禁したことが日本陸軍の名誉体面に関する点は容易ならざる問題と指摘して事件について重要視する姿勢を示した。牧野はまた袁世凱にこの点を申し入れ、黎元洪に注意をし、帝国陸軍の名誉に関するこの点につき、誠実に遺憾の意を表し、適当な方法を以て陳謝をするべきであると要求した。

日本陸軍側はこの事件が始めから陸軍の名誉体面と関わるため、中国側に厳重抗議を要求した。楠瀬陸軍大臣は、本事件は帝国軍隊の名誉を大いに毀損し、我が国権に対し著しい汚辱を与えたものであるとして、「此ノ如

キ事件ニシテ続発スルアラハ愈支那ニ対スル帝国ノ威信ヲ失墜スルノミナラス諸外国ノ嘲笑ト侮蔑トヲ蒙リ帝国軍隊ノ支那ニ於ケル行動ハ其ノ平和ノ維持ニ関シ何等ノ価値ナキニ至ルヘク更ニ帝国ノ既得利権ノ維持乃至利権ノ確立ニ関シ憂慮スヘク地位ニ陥ラムコトヲ恐ル」¹⁴ため、断然強硬な態度に出ることが必要だと牧野外相に迫った。

八月三十日、陸軍省楠瀬大臣より牧野外務大臣宛てに、漢口事件に関して中国政府に要求する事項を照会した。

一、下手人及現場ニ在リシ将校ハ厳刑ニ処スルコト

但シ右刑ノ執行ノ時ニハ漢口ニ駐割セル日本将校ノ立会ヲ要スルモノトス

二、前項下手人ノ属スル直系長官ハ中隊長、大隊長、連隊長、旅団長、師団長、軍司令官又ハ都督ニ至ル迄並ニ本件ニ関与シタル漢口鎮守使錫鈞同参謀長張厚森ヲ直ニ免職スルコト

右ノ免職者ハ少クモ一個年以内ニ文武大小ノ官ニ就クヲ許サス

三、謝罪使ヲ日本ニ送ルコト

四、被害日本将校及兵卒ノ損害及名誉毀損ノ賠償トシテ左ノ件ヲ要求ス

イ、西村少尉ノ身体及物件ノ傷害及名誉毀損ノ賠償トシテ支那政府ハ金若干円ヲ出スコト

ロ、兵卒ニ対シ金若干円ヲ出スコト

前各項ノ外従前ノ懸案タル左記ノ両件ヲ併セテ解決スルコト

一、漢口ニ在ル日本兵營敷地及之ニ属スル道路ヲ日本居留地ニ編入スルコト

二、漢口ニ日本ノ軍用無線電信ヲ植立スルノ権利ヲ認ムルコト¹⁵

陸軍のこの要求案は事件の規模と比べれば、あまりに比例にならない広範且つ厳しいものであり、事件に対して対応の要求を出すうえ、懸案として求めたい利権もあわせて提出された。九月二日開催された山本（権兵衛）総理、斉藤（実）海相、牧野外相出席の閣議（楠瀬陸相は病気、他の大臣は旅行中のため欠席）で不適當と認められた。

九月三日、より緩和の要求案を山座公使宛に電報を發した。¹⁶

一、侮辱行為ヲ直接ニ指揮又ハ下手シタル将校兵卒ヲ総テ嚴重処刑スルコト並ニ右処刑ニハ我陸軍将校ヲシテ立会ハシムルコト

二、侮辱行為アリタル将卒ノ直属大隊長ヲ免官シ其監督上官即チ連隊長及旅団長ヲ嚴重戒飭スルコト

三、右兩項ノ各処分実行ト共ニ一面當該師団長又ハ司令官ヨリ親シク総領事館ニ来ツテ陳謝ノ意ヲ表シ一面黎都督ヨリ前記各処分実行ノ旨ヲ総領事及我派遣隊司令官ニ通告シテ陳謝ノ意ヲ表スルコト

四、別ニ支那政府ヨリ公然日本政府ニ

対シ遺憾ノ意ヲ表スルコト¹⁷

この案は陸軍の前案と比べると、大分緩和されたが、相当峻厳なものであった。訓令を受領した山座公使が再び外務省に「之ヲ実行スルコト能ハサルヘク結局尋常手段ヲ以テ我要求ヲ貫徹スルコトノ殆ント不可能ナルヘキハ予想ニ難カラサル処」という電報を發した。¹⁸要求は厳しく、何等高圧手段をとる決心があるかどうか、またこの高圧手段による中国民心の動揺を招き、ボイコット及び日中両国関係に影響をもたらすだけではなく、列国の「傍觀セサル」ことも懸念しており、結果の重大さに鑑み、訓令実施を躊躇し、日本政府に再訓を仰いできた。

これに対して、牧野外相は、漢口事件について陸軍側は言うまでもなく、政府も重大視しており、事件に関する救済に必要な条件を要求することで、「此機会に乘じ更に何等かの利権を併せ要求することなく政府は専ら侮辱の救済を目的として要求条件を定め其以上に出でざりし次第なり」と回答した。また、兗州・南京事件を加えて、国内の世論が沸騰してきて、以上の要求について他国の非難を受ける理由はないと思うので、中国側と交渉し、事件を速やかに「落着せしむるよう尽力ありたし」と折返し訓電した¹⁹。

日本側の要求に対する中国側の対応について後に兗州・南京事件と合わせて考察するため、以下では続いて兗州・南京事件に関する交渉について述べたい。

兗州事件について、中国側の張勳（江蘇都督）の調査報告によると、八月五日、川崎大尉は泰安駅で捕まえられ、兗州に護送された。その時、徐州の南は政府軍が用兵中で、兗州一帯も厳しく戒厳しているところで、日本人はかつて南軍に援助したことがあるため、その偵察も当然注意しなければならない。後に、兗州の北軍側はその詳細が明らかになることになって川崎をすぐ釈放した。同時に、川崎自身は何も虐待などされなかったとの声明も出した。²⁰

この兗州事件が発生した後、八月十五日佐藤鋼次郎支那駐屯司令官が事件に関して直ちに在中国山座公使と陸軍省宛てに電報をした。

今回ノ行為ノ如キハ我帝国陸軍ヲ侮辱スルモノナリ之ヲシモ隠忍センカ遂ニ帝国ノ威厳ヲ失墜スルニ至ルノ恐レアリ毫モ寛假スヘキ余地ナキモノト思惟セラル²¹

佐藤はこの事件が日本帝国の威厳にかかわっているのだと考え、中国側と厳重に交渉してほしいと要請した。この事件も漢口事件と同じように、川崎大尉の拘禁により、陸軍を侮辱されたとして日本人の反感を買ったのであったが、山座公使の調査によれば、川崎の護照は本人の請求によって商人と記載され、中国側官憲も副署済み、交付した時、やはり軍人と記して旅行したほうが好都合と考えた。それで、日本領事館と協議の上、便宜訂正にさせたが、領事館側は事務多端のため、失念

した。結局、その護照の日商の文字の上、紙を張って軍人と記入した。

川崎が北軍に拘禁された主な原因もこの護照の訂正により南方から入り込んだ間諜という疑いからであった。当時川崎大尉が自分の官名が記入してある名刺を示して真の将校たる身分を証明しても、北軍の疑いを解けなかった。その後、北軍側は直接北京公使館へ当大尉の身分について打電し、返電で確認してから釈放された。勿論その声明も川崎の自由意志かどうかを確認できず、この事件は後に日本陸軍将校に侮辱されたことと看做したことから、この声明が何も役に立たなかったことがわかる。

山座領事はこの所謂拘禁事件について、その真相が日本にとっても不利だと考えつつ、帝国陸軍の面目を傷つけた不法行為だと認め、責任者を厳重処分すべきであるとした。そして、二十三日、日本臣民は中国官憲の副署された護照を携帯して、中国内地の旅行を自由にすべきであり、若し護照を携帯しない、あるいは、不都合な場合でも、中国官憲はこれを最寄りの領事館へ引き渡すべきであり、この場合にも単に必要な拘束を加えるのみ、如何なる場合にも日本臣民に対して不法の待遇を与えるべきではないにもかかわらず、中国軍隊が日本軍人に対して監禁凌辱したとして、中国外交部に抗議した。²²

この兗州事件または漢口事件と比べると、南京事件は日本人に三人の死者が出ており、比較的規模の大きい事件である。

事件が発生した後、九月三日、南京日本領事館船津（辰一郎）は一日に北軍が南京を攻め落とした時、日本国旗及び赤十字旗を掲揚した日本人医師を掠奪した事件、および国旗を押し立て領事館へ避難中、三人の日本人が銃殺された事件について、北軍当局者に厳重抗議をした。²³

四日、張勳は北京政府に打電して、南京を攻落した時、南方の乱軍が逃げる途中で掠奪をし、自分は抑えようとしたができず、秩序が回復次第、すぐ軍隊を派遣して各国領事館を保護するようにした。日本人が銃殺され、商店が略奪された罪を北軍に被せることは根拠がないと訴えた。²⁴

六日、袁世凱は外交総長代理曹汝霖を派遣して、北京の日本公使館に陳謝の意を表すとともに事件真相を調査するため李盛鐸と劉恩源を南京に派遣した。²⁵また、在日本中国の臨時代表郭左洪を訓令して²⁶日本外務省に遺憾の意を表明した。

七日、馮国璋宣撫使は南京から北京政府に電報を送り、南京秩序が回復次第、自分が各国領事館と面会して相談したが、日本領事だけが病気を口実に面会せずに、書簡をもって日本人が銃殺され、商店を略奪されたことに抗議をし、日本領事がこの機を乗じ因縁をつけ挑発する疑いがあるので、外交部から特派交渉員を派遣して、速やかに南京に送るよう請った。²⁷

同日、北京政府の返電によれば、南京を攻落する前、中国側外交部は南京日本領事館に

日本商民を予め退出させるよう言明したが、日本領事館は実際になにもしなかった。事件がすでに発生したので、責任が北軍か南軍かともかく、政府が責任をとって賠償の義務を果たすべきでありと返事した。²⁸

上述のように、事件について、中国側北京政府の積極的な対応に対して、日本側在南京船津領事も牧野外相の指示通りさっそく人を派遣して、江蘇省都督張勳と直接交渉したが、張勳は、掠奪事件は南軍が逃走した際に起こったと堅持した。また、事件の交渉についても、張勳は海軍劉総長において取り扱うと回答して応じなかった。六日、船津領事は自身を痢病と称し、領事館市川書記生を派遣して、張勳に次の要求をだした。

一、本邦人虐殺加害者の逮捕

二、張將軍の北京政府への電報中に日本人窓より射撃セシタルハ何レノ日何処ノ家屋ヨリナルヤ説明ヲ求ム

三、又タ日本国領事館カ三牌楼ニ近シト電報シタル由ナルモ米國領事館ハ更ニ近シ張將軍電報ノ意思如何

四、帝國領事館小使（当差）ガ日本国旗ヲ掲ケ他ノ赴ク途中北軍ノ兵銃床ヲ以テ同人ヲ乱打シ国旗ヲ引裂キタルハ帝國ノ国旗ニ対シ甚シキ侮辱ヲ加ヘタルモノナレバ該暴行兵士ノ捕縛及処分ヲ為スコシ

五、帝國領事館ニ属スル雇用支那人外出スルトキハ支那兵ハ領事館内ニ反軍ノ首領其他数百人ヲ收容シ居ル筈ナリ等ノ詰問ヲ為ス

由ナルカ右收容ノ如キハ全然無根ニシテ人ヲ誣ユルノ甚シキモノナリ且ツ領事館内ニハ目下帝國臣民ノ避難者及海軍陸戦隊兩者合計二百余名居住シ居ルヲ以テ斯克無關係者ヲ多数收容スル余地ナシスル誣言ハ果シテ何ノ拠る処アリヤ²⁹

張勳は第一の要求に対して、市街戦の酷なる際、乱軍の為に二、三の被害者が出てきても、取調べる途がなく、これに対し責任を負わないと回答した。第二の要求に対して、市川書記生が詰問した結果、張勳の回答は曖昧で、恐らく日本領事館附近の民家より射撃させたと言った。第三、第四、第五に対して、市川の話によれば、張勳は「ロ々任せて曲論し到底道理し以て議論し難く且つ其態度も亦実に傲慢を極め難く、根か居の出来事に対し寸毫の同情又は遺憾の意を表せず寧ろ失礼の態度」³⁰をしめした。

張勳がこうした所謂失礼な態度をとった理由のひとつはこれらの日本人が南軍に援助してきたため、戦争において、北軍のほうに保護する責任がないからである。もうひとつは九月一日、張勳の率いた北軍が南京を攻め落としたことによって、四日、袁世凱大統領の命令で、南京占領の功で張勳に勳一位の勳章を授与したと切り離せないかもしれない。

張勳のこうした傲慢無礼な態度に対して、七日、在南京船津領事はこの機会を利用して、頑迷不靈の張勳及びその部下に向かって少し威力を示す必要があるとして、日本海軍第三

艦隊司令官と協議の上、更に陸戦隊五十名を増加し、当地日本人商店所在地を巡視させた。

このように、九月九日、牧野外相は南京事件及び兗州事件に対して、日本側の要求を山座公使に訓令した。³¹

南京事件について、

- 一、虐殺掠奪ヲ行ヒタル兵卒及直接之ヲ指揮シタル将校ヲ其情状ニ従ヒ死刑又ハ其他ノ嚴重ナル処罰ニ付スルコト並ニ右処刑（継続的刑罰ニ付テハ宣告）ニハ在南京帝国領事又ハ領事館員ヲ立会ハシムルコト
- 二、張勳始メ前記将卒ノ直系上官ヲ嚴重戒飭スルコト
- 三、張勳親ラ在南京帝国領事館ニ来リ帝国領事ニ陳謝ノ意ヲ表スルコト
- 四、死傷者其他一般被害者ニ対シ相当賠償金ヲ支払フコト
- 五、凶行ヲ敢テシタル連隊ヲシテ我領事館前ニ来リ謝罪ノ意ヲ表スル為メ礼ヲ行ハシムルコト

兗州での川崎大尉事件は漢口事件及び南京事件と比べると、事態の軽重が比較的異なるのだが、大尉の身分がよくわかって、数日間不法に監禁をし、帝国軍人を侮辱したことは日本にとって到底容認できなかったため、以下の要求を提出した。³²

- 一、直接責任者ヲ嚴重処分シ其監督官ヲ

免官スルコト

二、当該軍隊最高指揮官親ラ我北支駐屯軍司令部ニ来リ司令官ニ陳謝ノ意ヲ表スルコト

三、別ニ支那政府ヨリ帝国公使ニ対シ公文ヲ以テ陳謝ノ意ヲ表スルコト

これらの要求は何れも九月九日の閣議で決定され、当日も在中国山座公使に訓令された。九月十日、牧野外相はまた中国兵の日本人虐殺、国旗及び将校侮辱に関して、日本国内世論が沸騰した状況を袁世凱に説明し、なるべく早く日本側の要求を貫徹するよう山座公使に訓令した。

訓令を受領した山座公使は同日袁世凱と面会し、日本側の条件が絶対譲歩の余地がないことも声明した。このような峻厳たる要求に袁世凱は即座に同意を表したが、履行を強いることは頗る困難であった。

日本政府のこれらの要求が中国袁世凱政府をとっても困惑させた。事件の非は日本側にあったのに、何故日本は強硬的な姿勢をとり、このような峻厳たる要求条件を出したのか。最後の交渉結果が出る前に、視点を変え、当時の日本国内の状況からその原因を探ってみたい。

III. 事件をめぐる日本国内の動向

南京事件が発生した翌日の九月二日、事件の情報が日本メディアに伝わった。三日、朝

日新聞は「日本人虐殺」という題目で、とても目立った大文字で事件について報道した。

軍艦新高の急行下関市街は大半烏有に帰し獅子山は二日午前赤旗を掲げたり南軍は雨華台に依り二日朝尚猛烈に交戦中なり領事館は無事日本人一人国旗を携帯せるも市中にて虐殺されたり軍艦新高三日午前南京に急行す可し（点を付けた文字は特に大文字）³³

『東京日日新聞』もほぼ同様に、軍艦が南京へ急行、日本領事館が無事、国旗を携帯している日本人一人が虐殺されたことについて報道した。この記事で国旗を携帯している日本人が虐殺されたことに注意を払うべきである。『朝日新聞』の記事の点を付けているところも元々大文字で、読者の注意を喚起したいはずである。

四日、『朝日新聞』は続いて、特電として、馮國璋南京陥落の公報及び南京領事館より日本人虐殺の公報を載せ、同じように日本国旗及び赤十字旗を掲揚してあるにもかかわらず、虐殺されたことを強調していた。『東京日日新聞』も、とても目立った大文字で「邦人虐殺」「国旗の凌辱」という記事を掲載し、日本国内の人々の注意を呼び起こしたのである。

五日になると、『朝日新聞』も『東京日日新聞』も事実の判明を待たず、それぞれほぼ一版面の幅で、続けて「邦人又虐殺」「北軍の暴行極点に達す」「虐殺掠奪頻頻」「国旗の大凌辱」など、日本人がまた虐殺され、北

軍の暴行が極まりに達し、国旗が侮辱されたという過大な報道をした。同時に、以前発生した漢口西村少尉侮辱事件・兗州川崎凌辱事件も掘り出し、北軍に軍服を大侮辱されたことを掲載した。この記事は日本人の元々敏感な神経を刺激して、日本国内の世論を巻き起こした。

『朝日新聞』は更に、南京事件について戦時国際法専攻の泰斗と称されたある法学博士の談を載せ、軍隊の方針として政府の意志を直接又は間接に伝えたと唱え、南京事件前後の状況を察すると、事件はおそらく張勳の命令によって出たものと主張した。これで政府当局がただ僅かの賠償額を請求すれば国辱とされ、元来、日本の外交は腰が弱い、今度こそ、絶対に強硬な態度をとってほしいと鼓吹した。³⁴

このように、日本国内の世論が少しずつ動員されてきた。これに対して、牧野外相はこれらの「事件が何れも地方的な出来事であったが、我が駐屯軍の威信を傷付けることと甚だしいものであるのみならず、僅かに一ヶ月内外の短期間に類似の事件が続発したことは、軍はもとより我が官民に激甚な衝動を与えたのだった。」³⁵と述べた。

一ヶ月の間に、日本軍将校を凌辱された事件と南京虐殺及び国旗凌辱問題は国家の体面に関する事件は朝野の大問題となりつつあった。『東京日日新聞』によると、「輿論は今や其絶頂に達し各政党及び対支各団体は今や明日中に協議を為して之を解決し他方面の有

志と連合提携して来る七日日比谷公園に国民大会を開く準備中なり」と報道された。³⁶確かに、事件に対して、日本各政党、各団体の言論活動が異常に活発化してきた。

牧野外相は四日午前、山本首相と内閣官房を訪問し、次官会議を開き、事件について山座公使に訓電して、中国政府に抗議を提起させる一方、事実の調査をさせると決めた。

同日、午後一時、立憲同志会³⁷は本部で幹事、常務委員連合会を開き、事件について「南京其他に起これる事件に関しては我当局を督励し該事件に対して適當の救済を求め同時に将来に対して強固なる保障を得せしめん事を期す」という決議を出した。³⁸

事件の対応として、政府のみではなく、朝野各党も行動を執った。黒龍会や対支連合会らを主とした右翼は緊急会議を開いて、激昂した言論を持って、世論を動員したのである。

午後三時、犬養毅、頭山満をはじめ、対支臨時有志の十三人が東亞同文会楼上で南京事件有志会という緊急会議を召集、開催し、種々協議の結果「支那軍隊の我国旗及び良民を凌辱したる事件に対し政府は先ず外交談判の保証を占取するを要す」との決議を為した。

対支同志連合会³⁹は、事件に対して国家の威信保持並びに居留民擁護上最も迅速強硬な手段を執り、根本的解決を求める必要があると決議したうえ、四日午後三時緊急幹事会を開き、五日午後一時より評議員会を開き、充分の評議を凝らすと決めた。

五日になると、世論が更に激昂してきて、山本（権兵衛）首相は事件について天皇に奏上した。事件に関し外交上臨機の処置をとるべきであると奉答した。日本政府は断乎たる処置を出そうという覚悟があったが、楠瀬陸相が在留日本人保護に関し、廟議決定次第一電の下に陸兵出動の準備ある旨を声言した。また、自衛のため陸兵を出動させ、南京を占領、有力な軍隊後援の下に外交談判を開始すべしという声も盛んに出てきた。

対支同志連合会は五日午後一時に本部で評議員会を開き、宣言書および決議を公表した。その決議「一、東蒙南滿の要地を占領すること、一、揚子江一帯の要地に出兵すること」は六日午前山本首相と牧野外相に提出された。

同日、対支記者会が発起、その目的は支那問題解決方法の研究並びに実行とし、上島長久、権藤震二、福田和五郎等の三人が世話人に推挙された。

六日、『朝日新聞』に「帝国軍人凌辱事件▽最近の二怪事実」⁴⁰という記事が陸軍省発表として公表された。漢口西村事件の真相として、西村少尉が江岸停車場付近を散歩し同地駐屯の支那軍中の日本留学生出身将校を訪問しようとした時、中国軍に包囲されて、軍帽軍衣を剥ぎとられ、停車場内の支柱に縛られ、衆人の観覧に供されたなどと述べた。兗州の川崎拘禁事件についても、同大尉が拘禁されていた期間、囚人同様の待遇であり、また兵卒などに罵詈雑言、脅迫強制され、三日間の間に日本官憲に何等の照会もせずあらゆる

る不法凌辱されたと記述して、陸軍が「面目上敢えて容認すべからざるもの」であると強硬な煽動的な態度を表明したため、世論は一挙に燃え上がった。

国内各政党、右翼、軍人は中国政府を激しく攻撃するとともに、日本政府の事件に対する処置を軟弱緩慢であるとして強く非難した。

実は、民間の激昂していた世論に対して、政府は第一に軍の体面を維持し、更に列国の期待に背かない措置を取るために慎重に審議を重ねた。

阿部（守太郎）政務局長は政府「対支政策」の立案者として、中国政策について、かねてから平和的な手段によって通商の拡張、経済的権利の伸長を行うべきであると主張し、外交は外務省で統一して行い、軍部も政府の方針に従うべきであるとの意見をもっていた。この事件に対して、阿部は以下のように述べた。

輿論は問責師を派すべし陸軍に命じ要地を占領して嚴重なる談判を試むべし等と輿論の沸騰却々に甚だしきものあるが如し然れども之に関する詳細なる報告に接せざる以上確言し難きも這次の事件は左程重大なる如く考え得ず元より責任ある張勳の兵に惨殺せられし事なれば団匪の為惨殺せられしとは趣を異にするを以て直ちに問責の師を派すべし等唱ふるは早計なりと云はざるべからず⁴¹

このように、事件はそれほど重大ではなく、問責師の派遣が早計だと表明した。更に、黒龍会編纂のものによると、阿部局長が「世間では南京事件で日本の国旗が侮辱されたといつて騒いでいるが、要するに国旗は一つの器具に過ぎぬから、こんな問題で憤慨するのは愚かなことだ」と放言したことがある。阿部のこの態度が猛烈な批判を浴びて、志士の怒りも買ったのである。⁴²『東京日日新聞』の報道は以下の通りである。

阿部政務局長が「今次の出来事は左まで重大なる如く考えず」と云えり、将又「国家の体面を保つため某国の如き不遠慮に出て、深く感情を害するが如きは考え物ならん」と云へり、果たして事実か、若し事実とすれば今日まで我が対支外交を誤りたる過半の責任の阿部局長に在ること之に依りて愈々明らかなりと謂わざるべからず。我今回の事を解決する先ず馬稷を斬るの概を以て阿部局長を我外交界より葬らざるべからず。⁴³

結局、この記事で批判されたように、五日午後七時半頃、阿部政務局長は赤坂霊南坂の自邸門前において、兇徒二名に暗殺された。

事後の調査によれば、この二人の兇徒は当時中国浪人岩田愛之助の強い影響の下に犯行を行ったのであるが、その背後には内田良平、頭山満らの指示があったことが後に明らかになった。実は政府・外務省の対華政策を攻撃したのがこれら志士だけではなく、前述のように政府の外交政策に対して、陸軍側からの攻撃も痛烈であった。陸軍某当局者は次のよ

うに政府の外交政策が優柔不断、無能無策の極まりであると批判した。

支那人は七分の威圧と三分の懐柔とを以てして始めて治まりのつく国民なれば、我が外務当局者の如く一分の威もなくして、対支外交に成功するはずなし、(中略)最近にありては天津付近に於ける川崎大尉の凌辱事件、又漢口に於ける西村少尉の屈辱事件あり、我が外務当局が煮え切れぬ態度を取りつつある間に再び今回の虐殺事件を発生す外交の無能も此に至りて極まれりと云うべきなり⁴⁴

このように、対支同志連合会は陸軍側と同調して当時国内の世論喚起の急先鋒となり、外交上、もっとも過激な強硬論を唱導した。

「事件突発真相未だ明らかざるに拘らず、遮二無二出兵占領を呼号せる対支同志会の危激なる言説に次、衆愚迎合を以て販売政略の一大用件とする多数新聞紙は競うて煽動的、挑発的、迎合的意見を採録するに努めたるが、陸軍の要職に在る某將軍、某佐官等の意見は就中最も大胆露骨を極め、従って当時の言説として最も有力なる地歩を占めたるものなりき」⁴⁵と浅田(江村)は当時多数の新聞紙が発表した対支同志連合会や陸軍側の煽動的、挑発的、迎合的な言説を批判したことから、其の反面、対支同志連合会が陸軍側と同調して、世論を煽動していることも窺われる。

対支同志連合会は陸軍側の同調は単に世論の煽動に止まらず、外務省の日本将校監禁事

件の処理を弱腰とみる陸軍省か参謀本部の一部の対支同志連合会への資金援助なども重大な背景にあったと初瀬氏が推測した。⁴⁶

このような同調を背景にして、対支同志連合会は五日阿部政務局長が刺殺された事件に掻き立てられた大衆感情の排外主義的側面を利用して、七日日比谷公園で「対支有志大会」を開いた。四方八方から押し寄せに來た人衆が松本楼を囲んだ。最後に、中国出兵勧告の決議がされ、散会后また外務省に殺到して、外相及び次官に面会を求めた。「大臣が不在と押し問答をしているうちに次第に散っていたが、後で聞くと、同夜千駄ヶ谷の私邸に多数のものが押し寄せ、門を超えて侵入し、応接間で私(外相)が帰るのを待っていた様子である」⁴⁷。この示威運動は元々、対支同志連合会が陸軍と呼応してかき立てたものに過ぎなかったから、一日限りの単発的なものに終わってしまった。当時、原(敬)内相は東北地方を旅行中であり、内務次官水野練太郎から帰京をすすめる電報が度々届いたが、「この騒動は政党問題にも非ず、浪人等の企に過ぎざれば警察にて之を激せしめず又当局者狼狽の態度を示さざれば不日平定すべきものなり」⁴⁸として帰京しなかった。

八日午前九時、対支同志連合会は幹事会を開き、前日日比谷松本楼に於いて開いた国民大会の決議について、直ちに実行して中国に出兵せんことを政府当局に要求した。山本首相は「貴意は之を諒とす然れども出兵の事頗る重大問題なるは勿論北京に於ける談判は尚

未だ夫れ迄に達し居らず山座公使をして厳談せしめつつあればその報告如何によりて機宜の処置を執るべし」と言明した。⁴⁹

以上のような状況を背景にして、九日に定例閣議が開かれ、事件について中国政府が帝国の体面を重んじて誠心誠意謝罪の意を表明すべく、事件に関する責任者を厳重に処罰することなどが一致した。

閣議で決定された要求事項が前述のようで、ここで重複を避け、日本政府がその決定を出す考慮及び事件発生後、日本国内世論が沸騰した原因について当時国際政治の様相及び日本の対華政策の分析を通して考察したい。

IV. 国際政治の様相及び日本の対華政策

一九一二（大正元）年、武昌蜂起によって清朝が廃絶、中華民国が成立し、孫文は初代の臨時大総統に就任したが、北京の袁世凱主導の政権と両立した。後に、南北交渉によって、袁世凱が二代目の臨時大総統となった。ところが、最初の総選挙で、孫文、宋教仁などが指導する国民党が国会の第一党となり、袁世凱政権と国会の関係が対立様相を呈した。このような状況は宋教仁の暗殺によって関係が一層悪化していった。一九一三年七月、ついに、袁世凱を打倒しようとした革命派によって所謂二次革命が起こされた。こうして、中華民国政府が樹立され、諸国の承認も得ずに国内政治の動揺が続いていった。

このごろの日本は周知のように、憲政擁護運動が盛んに行われていたことによって第三次桂内閣が倒れ、国内国民党や政友会の硬派や世論の反発にもかかわらず、西園寺の推薦と政友会幹部硬派以外大勢の支持者を得た第一次山本内閣が発足した。これで、山本内閣の政策は当然政友会ないし第二次西園寺内閣の政策にそって形成されていくことになるのである。⁵⁰

対中国政策からみれば山本内閣の政策は、前述したように、第二次西園寺内閣のそれを確実に踏襲したものである。第二次西園寺内閣の対中国政策の立案者は前述の九月五日に暗殺された阿部政務局長である。阿部が政務局長に就任したのは一九一二（明治四十五）年五月西園寺内閣内田外相の下であった。この年の十月初め、阿部局長は内田外相の命を受け、「対支政策」を起草して、内田外相はこれを西園寺首相の閲覧を得て桂公に送付している。山本内閣が成立した早々の頃と思われる、この「対支政策」が更に整理され、長文となって、山本内閣における対華政策の基軸となった。その要点は、満蒙にたいしてはあくまでも領土的な野心を排し、平和的な方法によって利権の伸張をはかり、中国との親善関係をはかることに努め、ロシアとの協調関係を維持し、中国全体に対しては、日英同盟にそってイギリスと協調関係を持って、通商の伸張につとめ、在留邦人の平和的活動を進展させることを根本方針とし、これらの方策を遂行するためには、軍部を押さえて、外交

の統一をはかるべきであるというものであった。⁵¹

確かに、この時期、中国をめぐる、日本と主要列強間の関係は裏で相互競争し、中国における利益の拡大を図るのに対して、表面では相互協調の関係を維持していた。列国の中で、もっとも中国と特別な利害関係を持っていたのは、日本、ロシア、イギリスである。日本とロシアは早くも一九一〇年、第二回の日露協約を通して、満州における権益の相互確保を約束した。日英も一九一一年第三回日英同盟条約に調印して、東アジアおよび印度地域における相互の権益をあらためて確認した。イギリスとロシアも協約でペルシャ、アフガニスタン及びチベットにおける両国の関係を調整した。このように、中国問題を挟んで、日、英、露は各自の既得権益を相互の承認をとおして、きわめて緊密な関係を持つようになった。

このような緊密な関係を維持できる要因は、中国の領土保全という共通認識があげられる。これも日英同盟、日露、日米、日仏協約の基礎として指摘できる。「帝国の立場より見れば、支那の分割は飽くまで防止して、その保全を図るは最も緊要なることにして、これを対支方針の大綱と言ふべく、帝国の平和を確保する上に於ても、將た通商貿易の前途を考へても、現状維持こそ必要であることは言を俟たない。」⁵²

山本内閣のこの対華政策から、当然中国自身の内政、南北紛争問題について、袁政府側

にも反袁政府側にも偏らない中立的な立場をとるほうがよいと思われている。しかし、事実と結果からみれば、果たしてそうだったといえるのか。

中華民国が成立してから、財政上の基礎が整わず、多端な費用を充せるため財政問題は第一の急務となり、これは南北大統領が交代して、統一政府が成立後、一層緊迫な問題となった。袁世凱大統領は三月初め英・米・仏・独四国銀行団の北京代表者に、政府は至急一一八万両を必要とするのだが国庫には僅か一七万両しかないことを通告した。これに対して、四国銀行団は三月九日一一〇万両を袁政府に交付した。そして、袁政府に書面で今後の三、四、五、六月及び恐らく、七、八月の借款に関し、四国借款団に優先権を付与することを制約させたのである。このように、中国政府の借款についての選択権がなくなった。

四国団体は協議の上、五年に亘り、総額六千万ポンドを超えない改革借款の提供を約束した。日本はロシアと同様、中国本土に地理的に近接しているので、後も四国政府の招請によって借款団に参加したが、政治的色彩の強いものであった。四月末から、中国側は借款団と借款の前貸し条件について、繰り返して交渉したが、渋滞になった。七月になると、交渉は一旦決裂した。袁世凱は「六国団体は名を支那の救済に借り以て利益を壟断し、内政に干渉するもの」⁵³と借款団の専横を攻撃した。

翌一九一三年に入ると、借款団のほかのメンバーによる苛酷な条件と交渉の遷延を見て、アメリカは「問題がもはや中国を援助するための友好的な国際協力ではなく、利己的な政治上の目的を達成するため共通の利害関係をもつ大国の結託である」⁵⁴と指摘し、借款団からの脱退を考慮した。三月一八日、改革借款の条件は中国の行政的独立を脅かすという理由で、アメリカは遂に六国借款団からの脱退を声明するにいたった。このことは勿論他の列強の批判を招いたが、中国側から強い歓迎を受けた。五国借款団はさらに中国側との交渉を進めていった。

四月八日、袁世凱政府国会は正式に開会した。二十六日、参議院では国民党の継、王正廷が正副議長として選ばれ、衆議院では三十日、民主党の湯化龍、共和党の陳国祥が正副議長として選ばれた。二十六日、袁は国会にはからずに日・英・仏・独・露の五国借款団からの二五〇〇万ポンドのいわゆる善後借款の契約を成立させた。就任したばかりの参議院議長張継と副議長王正廷は二十六日、各省の都督に向かって、国会が既に開かれているにかかわらず、国会に謀ることなく、政府が日本と改革借款に調印したことを強く非難した。袁は却って、この借款によって、財政的基礎の強化と軍事力の充実をはかり、独裁的地位をますます強めた。

これに対して、改革借款の成功は国民党側に大きな打撃を与えることも予想された。南方の孫文、黄興等の南方革命派の首領は列国

に対して強く中止を要請するに至ったのである。これによって、南北の対立が一層激化した。

袁世凱はこの莫大な借款によって、反対議員の買収につとめ、六月にはさらに国民党系の江西、広東、安徽三省の都督を次々罷免した。

五月、かつて桂内閣の外相に当たっていた加藤高明は中国を訪問して、孫文と会見した。孫文の「もし南方が革命勃発したら日本はどのような態度をとるか」との質問に対して、「日本人は個人的には革命派に同情的であるが、政府は一貫して列国と協調し、袁政府の安定を確保するような努力するであろう」と応えていた。⁵⁵

五月一七日、日本の意向を打診するため、黄興は上海で東亜興業の白岩龍平と会見した。白岩は黄興に、日本官民は基本的に国民党に同情を寄せているが、他の列国と協調の関係を持っているため単独に南方を援助することが不可能であり、軍資金調達の見込みがないと勧告した。

江西省反袁の急先鋒であった李烈鈞都督も、密かにこのごろ高田商会や東亜興業に軍資金の調達をはかった。五月二十二日、黄興は再び白岩と会見し、江西省南萍鉄道の借款契約を締結し、その前貸金を得たいと申し入れた。この報告を受けた大倉組は政府に打診した上、政府にも意向があり、南萍鉄道の続借款とし、成立させる弁法を考究中であると答えた。六月二日、黄興の宅で中国側孫文、黄興、江西

代表と日本側白岩東亜興業取締役、江崎台湾銀行支店長が会合した。後、白岩は会談の様相を大倉組に報告し、「此際孫逸仙、黄興等に多少の同情を示し、吾が対南方経済政策の助けとなすと同時に兼ねて吾政府の大方針たる江西に於いての根本政策を確立するには得難き好機会」であると上申した。⁵⁶

このように、中国国内南北紛争の問題をめぐって日本民間の世論は、南方の革命派に同情的であり、日本政府が上述の善後借款によって北方の袁政府を助けたとし、またこのことは、山本内閣の中立的立場に反するとして、山本内閣を非難していた。⁵⁷

六月十日、山本内閣はこの非難に応じて「政府の対清政策」という対華政策に関する長文を発表した。

政府は固より支那の南北に依って恩怨親疎の別を設け或いは党争に就いて軽重偏頗をなさんとするものに非ず政府の見る所は支那国民全体にして其の間甲乙の差あることなく政府の希望する所は平和の維持と事態の鎮静に在り（中略）吾政府は固より厳正中立を持し一般局外者と共に動乱の再発を欲せざるの希望を一にせり⁵⁸

このように、山本内閣は中国国内の南北紛争に関して、厳正中立の立場を表明したが、民間では依然として、山本内閣の対華政策は袁政府を援助する外交であると攻撃した。

七月十二日、前述のような第二革命が勃発し、これに同情を寄せる日本国の軍人の一部や大陸浪人が南方の革命軍に参加した。しかし、袁大總統の軍隊によって鎮圧され失敗に帰した。苛立った一部の日本の政治家、右翼あるいは軍人たちが革命の最中におこした前述の三つの漢口・兗州・南京事件に加え、遂に、世論の憤激を巻き起こした。

日本国内で激昂した世論について、九月九日に発行された『タイムズ』は「支那の反乱及び其後」と題する社説を掲載した。

吾人ノ見ル所ヲ以テスレハ阿部氏ノ殺害ハ南京暴行事件ヨリモ痛惜スヘキモノナリ何トナレハ若シ凶行ノ動機ニシテ果シテ世上ニ報道セラルルカ如キモノナルニ於テハ日本ノ過去五十年間ノ自制力ハ漸ク衰エントシ民衆ノ感情明治時代ニ於ケルヨリモ抑制シ難キヲ示スモノナレハナリ又タ過去数日間東京ニ於テ激昂セル民衆ノ示威的暴動モ同様ノ結論ヲ生スルモノト云ハサルヲ得ス吾人ハ支那人ニ対スル日本人ノ憤怒ハ決シテ不正ナリト云フニアラス唯其憤怒カ程度ヲ超シタルモノアルカ如キヲ惜ム

『タイムズ』のこの社説は南京事件に対する日本国内世論の激昂が程度を超えると遺憾の意を示したと同時に、続けて「日本政府ノ態度頗ル平静ナルハ吾人ノ喜フ所ナリ畢竟支那ニ関シ日本カ遭遇スル問題ハ他ノ列強スヘキ問題ト殆ント同一ナルヘク貿易及財政上支

那ト大ナル関係ヲ有スル諸国ハ何レノ国ト雖トモ成ルヘク早く強固ナル政府ノ確立スルコトヲ助ケントスルモノナリ」⁵⁹と日本政府の事件に対する処置が妥当で、他の列強がこのような問題に遭った時も、同じように袁世凱を助け強固な政府を確立して秩序を回復すると唱えた。

このような国内で激昂した世論を背景に、日本政府は中国袁世凱政府に相当峻厳な要求を提出した。九月十日、牧野外相は在中国山座公使に国内世論の沸騰した状況を述べ、事件に関する日本側の条件を遷延すれば、軍人及び一般民心の激昂が極まりに達し、如何なる事態が発生するか憂慮するため、袁世凱にこの事情を十分に諒解させ、大局上、両国国交の疎通密接すべき東亜における両国の根本主義の動揺をせざる誠意を懇談した。そして、日本帝国政府の決心及び要求を示し、一日も早く我らの要求を貫徹させるよう尽力方至急電を以て要望した。⁶⁰

九月十一日、山座は再び覚書として、袁世凱政府が日本の要求条件の同意を躊躇し、事件の解決を遅延させ、事態が益々困難となることにより生ずる一切の成り行きについて袁政府に責に任ずると声明を出した。⁶¹

日本はこの再三の催促の中で、十三日、外交次長曹汝霖が山座公使と会見し、政府を代表して、日本側事件に対する要求をすべて承諾すると言明した。十五日、文書でこれを通告した。⁶²中国側がこのように速やかに条件をすべて受諾したことについては、アメリカ

側からの勧告があったと考えられる。ウィリアムス米代理公使は中国にとって、日本の要求を即時に受諾し、重大なトラブルを導くかもしれないこの事件を解決することが得策だと考えていた。もし遷延すれば、日本は遥かに重大な要求を提出するかもしれないという噂が飛んでいることをも、同代理公使は報告している。⁶³

確かに、当時ヨーロッパの新聞紙上の論調をみると、「本件ヲシテ国際的問題タラシメサルモノアリ欧州列強ハ外国人ノ有スル条約上ノ保護ヲ確保センコトヲ欲スルモノニシテ南京事件ニ関シテハ何等容喙スルコト能ハサルナリ日本ノ要求ハ至極妥当ナルモノニシテ支那ニシテ直チニ之ニ応ゼズバ支那ハ世間ノ同情ヲ失フニ至ルヘシ」⁶⁴と日本に同情的であった。このように、列強は日本政府の事件に対する強硬の要求が非常に妥当であり、中国が早く受諾しないと世間の同情も失うという恐れもあった。こういう論調が成り立つ基本としては、日本政府の列強との協調政策を基づいて、中国の現状維持を希望するほかないだろう。

このように、中国の受諾によって、この三事件の処置は九月末ごろになってほぼ完了した。

V. 結び

本稿は、中国の二次革命に際して日中両国の間に発生した三つの事件、即ち、八月五日

の兗州川崎大尉監禁事件、八月十一日の漢口西村少尉拘禁事件と九月一日の南京での日本人殺害及び略奪事件について、当時両国間の外交交渉、国際政治の様相、国内の動向などの面から検討した。その結果、以下の諸点が明らかになったものと考えられる。

まず、事件が発生した後、日本は事件の非が日本側にあるにもかかわらず、将校の軍衣を剥ぎ、帯剣を奪い、監禁したことが日本陸軍の名誉体面を凌辱したとして容易ならざる問題と指摘した。日本国内で沸騰した世論を背景に、中国に強硬な姿勢をもって、圧力をかけ、中国側の関係者の厳しい処罰を要求するうえ、峻厳な要求条件を提出した。

次に、日本国内の動向から見れば、大陸浪人たち、特に、対支同志連合会が陸軍軍人と同調し、挑発的、煽動的な発言をしたことが国内世論の沸騰してきた重要な要因として指摘できる。事件が発生した後、両者は呼応して、新聞紙上、対支出兵など強硬な姿勢を示し、過激な言論を發し、民衆の神経を刺激した。さらに、日比谷公園で「対支有志大会」が開かれ、政府に圧力をかけたのである。

最後に、中国問題を挟んで、日、英、露などの主要列強は対支協調の政策に基づいた各自の既得権益の相互の承認を通して、きわめて緊密な関係を持つようになった。山本内閣は中国領土保全が対支政策の根本として、中国国内の南北紛争に関して、厳正中立の立場を表明したが、善後大借款によって、民間で

は山本内閣の対華政策は袁政府を援助する外交であると攻撃した。

このような国内外の諸要素が絡み合っ、事件についての外交決着は、要求条件が頗る峻厳にもかかわらず、袁世凱政府が速やかに悉く受諾するほかない結果に至った。十月六日、日本はイギリス、フランスなどと協調して、袁政府を正式に承認した。十月十日、外務省が三事件について「日支交渉顛末」⁶⁵を發表し、事件に関する交渉が一旦落ち着くようになった。

【謝辞】

本稿は、錢鷗先生（同志社大学グローバルスタディーズ研究科教授）より貴重なご意見を賜わり、心より深く感謝申し上げます。また、匿名査読者にコメントをいただき、御礼申し上げます。

【付記】

本研究は中国江西省高校人文社会科学重点研究基地招標項目『井冈山革命根拠地的外文史料翻訳及整理研究—以日本外交文書为中心』（No. JD16124）、中国国家留学基金の研究成果の一部である。

脚注 *

¹ 霍耀林、中国井冈山大学中国共産党革命精神与文化資源研究中心、外国語学院、専任講師、日本同志社大学グローバルスタディーズ研究科博士後期課程在籍。

² 信夫清三郎『近代日本外交史』中央公論社、1942年；北岡伸一『日本陸軍と大陸政策：1906—1918年』東京大学出版会、1978年；小林道彦『日本

の大陸政策 1895-1914』南窓社 1996 年；樋口秀実『日本海軍から見た日中関係史研究』芙蓉書房，2002 年；小林道彦『大正政変：国家経営構想の分裂』東京：千倉書房，2015，中国側俞辛焯『近代日本外交研究』天津古籍出版社，2006 年などを参照。

³事件に関して依拠する参考資料は日本側外務省編『日本外交文書 大正二年』（以下は『文書二年』と略称），中国側は『中華民国外交部檔案』漢口事件が 03-33-055，兗州・南京事件が 03-33-183，台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵（以下は檔案の数字番号のみを表記する）。

⁴栗原健「阿部外務省政務局長暗殺事件と対中国（満蒙）問題」『国際法外交雑誌』55 (5) 1956 年，同著者『対満蒙政策史の一面』（原書房，1966 年）所収，87-113 頁。

⁵臼井勝美『日本と中国—大正時代』原書房，1972 年，36-40 頁。漢口・兗州・南京事件についての先行研究として，田村幸策『最近支那外交史』（外交時報社 1938 年 2 版）の中に，事件について，日本側の報告によって，概略的にまとめたものもある。松岡八郎は第一次山本内閣の対中国政策として，事件について多少触れた。（「第一次山本内閣と政党」『東洋法学』1979 年二巻一巻一，1-6 頁）。

⁶山本四郎『山本内閣の基礎的研究』同朋舎，1982 年，346-414 頁。

⁷波多野勝『近代東アジアの政治変動と日本の外交』東京：慶應通信，1995，161-184 頁。

⁸櫻井良樹「『辛亥革命と日本政治の変動』，第五章「支那駐屯軍・中支派遣隊と国際政治 1911-1922」東京：岩波書店，2009，177-232 頁を参照。

⁹山本四郎『山本内閣の基礎的研究』同朋舎，1982 年，365-368 頁を参照。

¹⁰大正 2 年 8 月 17 日，在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て，第 272 号，『文書二年』439 頁。

¹¹大正 2 年 8 月 16 日，牧野外務大臣より在漢口芳沢総領事宛て，第 75 号，『文書二年』435 頁。

¹²大正 2 年 8 月 21 日，在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て，第 289 号『文書二年』443 頁。

¹³大正 2 年 8 月 23 日，牧野外務大臣より在中国山座公使宛て，第 409 号『文書二年』446 頁。

¹⁴大正 2 年 8 月 30 日，楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣宛て，附属書二『文書二年』453 頁。

¹⁵大正 2 年 8 月 30 日，楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣宛て，附属書一『文書二年』453 頁。

¹⁶九月二日，松井次官が外相の命により，陸軍次官と協議し，陸軍の希望を容れたものである。牧野外相の原案は一，侮辱行為を直接に指揮又は下手したる将校兵卒を厳罰に処すること，二，侮辱行為ありたる将卒の直属大隊長を免官し其監督上官は例えば連隊長及び旅団長を嚴重に戒飭すること。

¹⁷大正 2 年 9 月 3 日，牧野外務大臣より在中国山座公使宛て，第 424 号『文書二年』458 頁。

¹⁸大正 2 年 9 月 4 日，在中国山座公使より牧野外務大臣宛て，第 697 号『文書二年』459 頁。

¹⁹大正 2 年 9 月 6 日，牧野外務大臣より在中国山座公使宛て，第 431 号『文書二年』461 頁。

²⁰03-33-183-01-004.

²¹大正 2 年 8 月 26 日，楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣宛て，附属書二『文書二年』450 頁。

²²03-33-183-01-001.

²³03-33-183-02-001.

²⁴03-33-183-02-003.

²⁵03-33-183-02-013.

²⁶03-33-183-02-007.

²⁷03-33-183-02-012.

²⁸03-33-183-02-013.

²⁹大正 2 年 9 月 7 日，在南京船津領事より牧野外務大臣宛て，第 141 号『文書二年』477-479

頁。中国側は 03-33-183-02-015 を参照。一、逮捕虐殺日本人の兇犯；二、要求説明張將軍致北京政府電報中所云日本人由窗放槍究系何日在何處之家屋；三、又該電報中有日本領事館與三牌樓相近之語但美國領事館角為更近張將軍電報之思在此何；四、帝國領事館差役執日本國旗赴某處途中北軍用槍膛亂打撕裂國旗對於帝國之旗加以極甚之侮辱應逮捕該暴行兵士加以處分；五、帝國領事館所僱中國人出外時中國兵詰以領事館內收容叛軍首領及叛黨數百人等語所稱全系無根實屬誣人之至且領事館內日下帝國臣民之避難者及海軍陸戰隊兩者合計住居二百余名實無受容多數無關緊要之餘地此等誣言果何所挾。

³⁰ 03-33-183-02-015, 日本外交文書によれば「第三第四第五ニ対シテハ殆ント出鱈目ノ理窟ヲ云ヒ到底道理ヲ以テ議論シ難ク且其態度又實際傲慢ヲ極メ何等今回ノ出来事ニ対シテ同情若クハ遺憾ノ意ヲ表セス寧ロ失礼ノ態度アリシ由」大正2年9月7日, 在南京船津領事より牧野外務大臣あて, 第141号『文書2年』478頁。

³¹ 大正2年9月9日, 牧野外務大臣より在中国山座公使宛て, 第442号『文書2年』480-481頁。中国側は 03-33-183-02-021 を参照。

³² 03-33-183-01-006.

³³ 『朝日新聞』朝刊 1913年9月3日5頁。

³⁴ 『朝日新聞』朝刊 1913年9月5日2頁。

³⁵ 牧野伸顕『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社 1949年 33-34頁。

³⁶ 『東京日日新聞』朝刊 1913年9月5日3頁。

³⁷ 1913年桂太郎によって結成される。3度首相になった桂は、常に立憲政友会の抵抗に悩まされ、第3次内閣(1912)も政友会を中心とした憲政擁護運動の激しい反対を受けた。桂はこの反対運動に対抗するため、かねてからの政党結成の計画を実行に移し、後藤新平、秋山定輔らとはかり、みずから創立委員長となり、立憲国民党、中央俱樂部などにも呼びかけ、13年2月7日立憲同志会を結成。

³⁸ 『東京日日新聞』朝刊 1913年9月5日3頁。

³⁹ 1913年7月, 内田良平は, 佃信夫, 伊東知也, 葛生能久, 大竹貫一, 五百木良三らとともに, 世論に訴え国民の力を借りて満蒙問題を「解決するために, 対支研究会を結成した。同会は, さらに川島浪速, 田鍋安之助, 大井憲太郎らの一二団体と合流して, 七月二七日に対支連合会に発展した。この会は, その構成からみて, 大陸浪人, 民間大陸論者の強力な集合であったと考えられる。彼らを取り組もうとした課題は, 日本が満蒙経営の実権を収めることであり, 彼らの現実に意図したのは『対文策断案』に秘められた計画にそうものであった。(初瀬龍平「内田良平と中国問題—第一次世界大戦期」アジア研究 Vol. 17 (1970-1971) No. 3, 4, 31頁。)

満蒙問題の解決を目的に活動していた諸団体(太平洋会・大陸会・対外硬青年会・対支同志会・南洋協会・健行会・黒龍会の七団体および五団体有志)七月二十七日に合同して対支同志連合会と結成した。(東京朝日新聞, 七月二十八日)

⁴⁰ 『朝日新聞』朝刊 1913年9月6日2頁。

⁴¹ 『東京日日新聞』朝刊 1913年9月5日3頁。

⁴² 黒龍会編纂『東亞先覚志士記伝』中巻, 黒龍会出版部, 1935年, 560頁。

⁴³ 『東京日日新聞』朝刊 1913年9月6日3頁。

⁴⁴ 『東京日日新聞』朝刊 1913年9月5日3頁。

⁴⁵ 浅田江村「南京事件に対して」『太陽』1913年10月号, 15頁。

⁴⁶ 初瀬龍平「内田良平と中国問題—第一次世界大戦期」『アジア研究』Vol. 17 (1970-1971) No. 3, 4, 32頁を参照。

⁴⁷ 牧野伸顕『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社, 1949年, 38頁。

⁴⁸ 原奎一郎編『原敬日記』, 福村出版, 1981年, 第三巻, 1913年9月9日。

⁴⁹ 『東京日日新聞』朝刊 1913年9月10日3頁。

- ⁵⁰松岡八郎「第一次山本内閣と政党」『東洋法学』1979年二一卷一号，34頁。
- ⁵¹栗原健，前掲96-97頁，外務省編『日本外交年表並主要文書』，東京，財団法人日本国際連合協会，昭和三十年三月，上巻369-376頁。
- ⁵²前掲『回顧録Ⅲ』，30頁。
- ⁵³七月一日，伊集院公使への談話，前掲『日本外交文書』大正元年第二冊，九一七文書。
- ⁵⁴Foreign Relations of the United States, 1913, p. 164.
- ⁵⁵臼井勝美，前掲32頁。
- ⁵⁶臼井勝美，前掲33頁。
- ⁵⁷曾村保信『近代史研究—日本と中国』小峯書店，1977年，144頁。
- ⁵⁸『朝日新聞』1913年6月10日，2頁。
- ⁵⁹大正2年9月9日，在英国井上大使より牧野外務大臣宛て，第127号，『文書二年』482頁。中国側03-33-183-02-025を参照。
- ⁶⁰03-33-183-02-021.
- ⁶¹03-33-183-02-022.
- ⁶²03-33-183-02-025.
- ⁶³Foreign Relations of the United States, 1913, p. 130-131. 前掲『日本と中国—大正時代』，39頁参照。
- ⁶⁴大正2年9月13日，在英国井上大使より牧野外務大臣宛て，第131号，『文書二年』494頁。
- ⁶⁵『朝日新聞』1913年10月11日2頁。